

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん あん
川崎市多文化共生社会推進指針 (案)

— とも い 共に生きる ちいきしゃかい 地域社会をめざして —

かいていばん
< 改定版 >

2024 れいわ (令和6) ねん 年 がつ 月

かわ さき し
川 崎 市

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて	1
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移	
(1) 外国人市民の状況	3
(2) 「外国人市民に関わる施策の推移」	5
3 施策の推進体制	
(1) 附属機関	8
(2) 庁内推進体制	8
4 指針の改定について	9
5 指針の基本的な考え方	
(1) 基本目標	11
(2) 基本理念	11
(3) 施策推進の基本方向	12

II 施策の具体的な推進内容

1 行政サービスの充実	
(1) 行政サービスの提供	14
(2) 情報提供・相談窓口	15
(3) 年金制度	16
(4) 保健・医療	16
(5) 福祉	17
(6) 住宅	18
(7) 防災	18
2 多文化共生教育の推進	
(1) 就学の保障と学習支援	20

(2) 違いを認め合う教育	21
(3) 地域における学習支援	22
(4) 家庭へのサポート	23
3 社会参加の促進	
(1) 市政参加	24
(2) 地域における外国人市民等の活動	25
4 共生社会の形成	
(1) 市民への意識啓発	26
(2) 市職員等の意識改革	26
(3) 市職員の採用	27
(4) 事業者への啓発	27
(5) 国際交流センターの活用	28
(6) 地域における多文化共生社会の形成	28
5 施策の推進体制の整備	
(1) 行政組織の充実	29
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携	30
(3) 国等への働きかけ	30

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて

本市は、1924（大正13）年に市制を施行したときは約5万人であった人口が、現在は154万人を超えており、日本各地をはじめ、様々な国・地域から多くの人々が移り住み、多様な文化が交流する中で、多様性のまちとして発展してきました。

外国人市民代表者会議条例の制定など、本市は、外国人市民施策を早くから推進してきました。2005（平成17）年に外国人市策の基本理念となる基本方針として多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

国においては、2018（平成30）年の出入国管理及び難民認定法の改正により、新たな在留資格として「特定技能」が創設され、併せて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定されるなど、国の施策としても外国人の受入れ、共生のための取組が本格化しています。

また、この間、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までに達成すべき17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連総会において採択されましたが、あらゆる人々が活躍できる社会の実現に向けた取組が進められており、多文化共生社会の実現は、SDGsの理念とも合致しています。

しんがたころなういるすかんせんしょうかくだいえいきょうげんしょうがいこくじんじゅうみんじんこうほんし
新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した外国人住民人口は、本市にお
いても再び増加傾向にあり、在留資格の多様化とともに、家族を伴うかたちでの
ていちゃくていじゅうけいこうみ
定着・定住といった傾向も見られるようになっていきます。また、デジタル化の急速
な進展などを含め、多文化共生施策を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、
ちいきとくせいおうたようせいい
地域特性に応じた多様性を生かしたまちづくりが求められています。

ほんし
本市は、これまで積み重ねてきた取組をさらに進めるとともに、今後多様性の
かちたいせつ
価値を大切に、そのポテンシャルを生かし、すべての市民が多文化共生社会の担い手
として、こここのうりよくはつきだれす
として、個々の能力が発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちをめざしていき
いとかんが
いと考えています。

がいこくじんしみんほんしがいこくせきじゅうみんちいきしゃかいこうせい
【外国人市民】本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、
へいせいねんかわさしががいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれいせいいてい
1996(平成8)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を
しょう
使用しています。

ほんししんがいこくせきじゅうみんにほんこくせき
さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながるのある人
こくさいけっこんうひとちゅうごくきこくしゃにほんこくせきしゅとくひととうしやいしょう
(国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等)も視野に入れて使用し
ています。

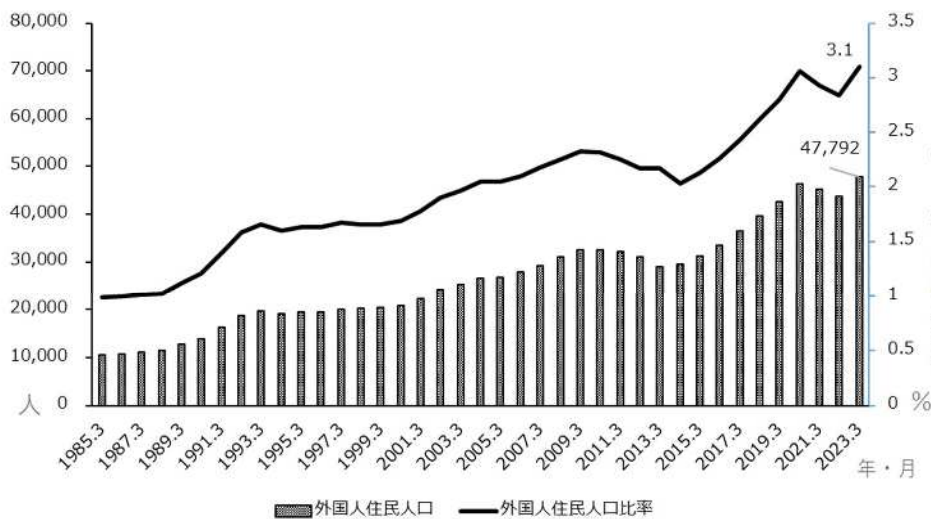
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移

(1) 外国人市民の状況

本市の外国人住民人口(※)は、2023(令和5)年6月末日現在*48,882人で、全市民に占める割合は3.16%となっています。また、その出身国や来日の理由も年々多様化しており、国籍・地域の数も145となっています。

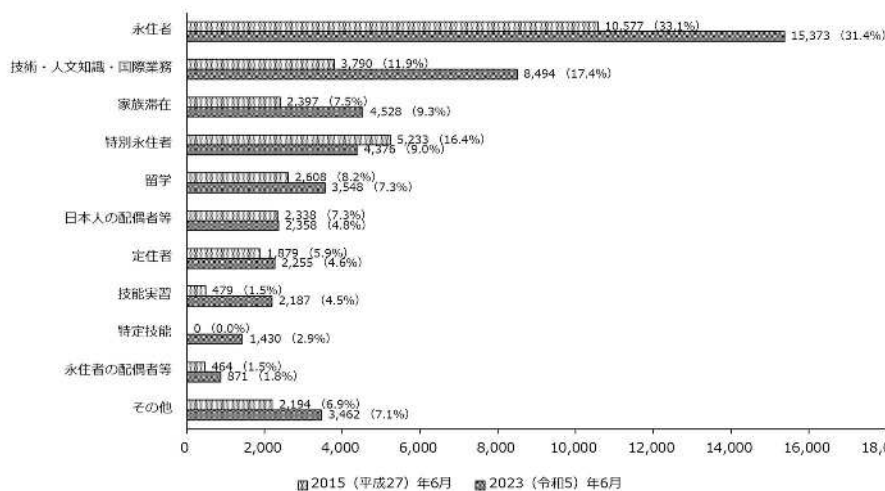
(※) 外国人住民人口：住民基本台帳における外国籍の住民登録者数
(日本国籍を持つ外国人市民は含まれていません。)

【外国人住民人口と人口比率の推移】



1990年代以降、市内の外国人住民人口は大幅に増加しました。近年はコロナ禍で一時的に減少したものの、現在は再び増加傾向にあり、前回の指針改定時の2015(平成27)年6月の31,959人からこの8年間で約17,000人増加し、約1.5倍となっています。

【在留資格別人口と構成比】



市内で暮らす外国人住民の在留資格別構成比は、「永住者」と「特別永住者」で約4割を占めます。前回の指針改定時の2015(平成27)年から「永住者」と「技術・人文知識・国際業務」は約5,000人増加しました。「家族滞在」や「技能実習」、「特定技能」といった在留資格の人たちも大きく増えています。

* 指針改定時には2023(令和5)年12月末日の統計を掲載予定

ほんし がいこくじんしみん は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別
えいじゅうしかく を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、
グローバル化の進展に伴い国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990（平成
2）年の出入国管理及び難民認定法の改正等もあり、様々な国・地域から在留
資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。
また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍を持つ人々の
中にも多様な文化的背景を持つ外国につながるのある人々が増えています。

さらに、近年では永住者や技術・人文知識・国際業務といった在留資格の人々
が大きく増加する中で、永住者の配偶者等や家族滞在といった在留資格の人々も
増えており、家族を伴う形での外国人市民の定着・定住が進んでいます。

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、
文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっ
ていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても国籍の
違いで不利な状況を強いられたり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持
つ能力を発揮することが難しい状況も見受けられます。

(2) 外国人市民に関わる施策の推移

これまでの主な取組

本市では、1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして、1996（平成8）年に川崎市外国人市民代表者会議を条例で設置するなど、外国人市民の市政参加を推進してきました。そして、2005（平成17）年には国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後、2008（平成20）年、2015（平成27）年と2度の改定を重ねながら多文化共生社会の実現に向けた地域社会づくりを進めてきました。

前回の指針改定以降の主な新しい取組

前回、2015（平成27）年の改定以降の主な取組としては、2019（令和元）年度より日本語を含む11言語に対応する多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置や市内全区の区役所においてタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用を開始するなど、通訳体制の充実を図ってきました。また、日本語指導が必要な児童生徒の急増と多国籍化への対応として、従来の日本語指導等協力者の派遣に代わり、2020（令和2）年度からは日本語指導初期支援員や日本語指導巡回非常勤講師を配置するなど、対象となる児童生徒が在籍する全ての学校での対応を可能とするよう、指導体制を強化してきました。さらに、2019（令和元）年には、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。また、2021（令和3）年3月に外国人

しみんにもわかりやすい情報提供のために川崎市〈やさしい日本語〉ガイドラインを策定しました。

今後は、外国人市民が多く住む市南部地域における外国人相談支援体制の充実に向けた取組として、「かわさき多文化共生プラザ」の開設や、子どもから大人までを対象とした包括的な日本語教育の環境整備を進めるため、地域日本語教育の基本的な方針の策定など新たな対応策の実施を予定しています。

＜外国人市民に関わる本市の主な施策＞

1972(昭和47)年	市内在住外国人への国民健康保険の適用
1975(昭和50)年	市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始
1986(昭和61)年	「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」の制定
1988(昭和63)年	川崎市ふれあい館の開設
1989(平成元)年	公益財団法人川崎市国際交流協会設立
1990(平成2)年	外国人市民施策推進のための24項目の検討課題をまとめる
1993(平成5)年	川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための53項目の提言」を答申
1994(平成6)年	外国人高齢者福祉手当、外国人身心障害者福祉手当の支給開始 川崎市国際交流センターの開設 川崎市外国籍市民意識実態調査(面接調査)の実施
1996(平成8)年	市職員採用の国籍条項撤廃(消防士を除く) 「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置
1998(平成10)年	「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針―多文化共生の社会をめざして―」を制定
2000(平成12)年	「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始

2002(平成14)年	「 <small>かわさきしがいこくじんしんしきくすいしんしんけんとういんかい</small> 」の設置 「 <small>がいこくじんしんしきくじつしじょうきょうちようさ</small> 」の実施
2003(平成15)年	「 <small>がいこくじんしんしきくししんかんが</small> 」の開催
2004(平成16)年	「(仮称) <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしんこっしあん</small> 」の公表
2005(平成17)年	「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 」の策定 「 <small>かわさきしじちきほんじょうれい</small> 」の制定
2007(平成19)年	「 <small>かわさきしじんけんしきくすいしんきほんけいかく</small> 」の策定
2008(平成20)年	「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 」の改定
2014(平成26)年	<small>かわさしがいこくじんしんしんいしきじつたいちようさ</small> の実施
2015(平成27)年	「 <small>かわさきしじんけんしきくすいしんきほんけいかく</small> 」の改定 「 <small>かわさしがいこくじんしんしんいしきじつたいちようさ</small> 」の実施 「 <small>かわさきしこくさいしきくすいしんぶらん</small> 」の策定 「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 」の改定
2019(令和元)年	<small>かわさしがいこくじんしんしんいしきじつたいちようさ</small> の実施 「 <small>かわさきしきべつじんけんぜんちよう</small> 」の制定
2022(令和4)年	「 <small>かわさきしじんけんしきくすいしんきほんけいかく</small> 」の改定 「 <small>かわさきしじんけんいしきじつたいちようさ</small> 」の改定
2024(令和6)年	「 <small>かわさきたぶんかきょうせいしやかいすいしんしん</small> 」の改定 (予定) 「 <small>かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん</small> 」の策定 (予定) 「 <small>かわさきたぶんかきょうせいぶらざ</small> 」の開設 (予定)

3 施策の推進体制

(1) 附属機関

かわさきしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい
川崎市多文化共生社会推進協議会

ししん もと しさく けんしょう ひょうか おこな しく へいせい ねん がつ しみん
指針に基づく施策の検証・評価を行う仕組みとして、2005(平成17)年8月に市民・

がくしきけいけんしゃ な しんぎかい かわさきしたぶん かきょうせいしさくけんとういいんかい せっち ていきてき
学識経験者から成る審議会「川崎市多文化共生施策検討委員会」を設置し、定期的に

じっし しさく しんちよくじょうきょうちようさ もと しさく けんしょう ひょうか おこな
実施する施策の進捗状況調査に基づき施策の検証・評価を行ってきました。その

ご ぜんしてき ふぞくきかん きょうぎかいとう みなお ねん へいせい ねん がつ
後、全市的な附属機関と協議会等の見直しにより 2015年(平成27年)6月からは

かわさきしじんけんしさくすいしんきょうぎかい ぶかい やくわり ひ つ
「川崎市人権施策推進協議会」の部会としてその役割を引き継いできましたが、2020

れいわ ねん あら どりつ し ふぞくきかん かわさきしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょう
(令和2)年に新たに独立した市の附属機関として「川崎市多文化共生社会推進協

ぎかい せっち こくせき みるぞくまた ぶんか ちが ゆた い すべ ひと
議会」を設置しました。「国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人

たが みと あ たぶん かきょうせいしゃかい じつげん しさく すいしん かん ししん た
が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他

とうがいしさく すいしん ひつよう じこう かん ちょうさしんぎ しよしょうじむ ししん
当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。」を所掌事務とし、指針に

もと しさく けんしょう ひょうか おこな
基づく施策の検証・評価を行っています。

(2) 庁内推進体制

かわさきしじんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎ
川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

ほんし じんけんおよ だんじょきょうどうさんかくかんれんしさく そうごうてき すいしん はか ちょうない
本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るための庁内

かいぎ ふくしちょう かいちょう かくきょくほんぶ しつ く きょくちょうきゅうしよくいん いいん じんけん
会議です。副市長を会長に、各局本部(室)区の局長級職員が委員となり、人権

しさくとう かん きかく じゅうようじこう けつてい しさく けんきゅう きょうぎとう おこな
施策等に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

かくきょくほんぶ しつ く しよむかちょう かんけいかちょうきゅう いいん かんじかい お
また、各局本部(室)区の庶務課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、そ

なか がいこくじんしみんしさく かん せんもんぶかい がいこくじんしみんしさくせんもんぶかい せっち
の中に、外国人市民施策に関する専門部会として外国人市民施策専門部会を設置し、

ししん がいこくじんしみんしさく すいしん かん きょうぎ けんとう
指針や外国人市民施策の推進に関するものを協議・検討します。

4 指針の改定について

本市は、2005（平成17年）に策定の本指針に基づき、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進する一方、施策の進捗状況調査を定期的実施し、川崎市多文化共生施策検討委員会で施策の検証・評価を行い、指針策定後3年を経過した2008（平成20）年、上記委員会の助言のもと、主に各施策の具体的推進内容についての見直しを行い、指針を改定しました。

その後、2012（平成24）年の新在留管理制度が開始されることに伴う外国人市民を取り巻く環境の変化や2015（平成27）年10月に策定された「川崎市国際施策推進プラン」とも調整を図り、川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会の助言のもと、2015（平成27）年10月に2度目の改定を実施しました。2度目の改定にあたっては、多文化共生社会の実現に向けて個別施策を推進する際の視点としてすべての年齢層を対象とした施策という包括的観点の必要性や、外国人市民意識実態調査の結果などにより明確になった課題などを考慮して、施策全体に関わる4つの課題を「重点課題」として設定しました。

2度目の改定後、外国人市民の更なる増加と多様化、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等の国の動向、SDGsなどをはじめとする社会情勢の変化や、2019（令和元）年に実施した川崎市外国人市民意識実態調査の結果等を踏まえ、今回、3度目の改定を行うことといたしました。

改定にあたっては、川崎市多文化共生社会推進協議会での審議に加え、同協議会が2023（令和5）年3月にまとめた中間報告『川崎市多文化共生社会推進指針』改定の提案で示された内容として、一定の取組が進んだ「重点課題」の本文への組入れや、地域における多文化共生社会についての項目の追加等といった提案を踏まえ、本市としての今後の方向性を検証し、3度目の改定を実施しました。

今後^{こんご}も、定期的^{ていきてき}な施策^{しさく}の進捗^{しんちやく}状^{じょう}況^{きやう}等^{とう}の検証^{けんしやう}を続け^{つづ}ながら、国^{くに}の動向^{どうかう}等^{とう}社会^{しゃかい}

環境^{かんきやう}の変化^{へんか}に対応^{たいおう}し、多文化^{たぶんか}共生^{きやうせい}の実現^{じつげん}がSDGs^{SDGs}の多^{おほ}くのゴール^{ごーる}と相互^{そうご}に関連^{かんれん}

していることを踏^ふまえ、川崎市^{かわさきし}総合^{そうごう}計画^{けいかく}や川崎市^{かわさきし}人権^{じんけん}施策^{しさく}推進^{すいしん}基本^{きほん}計画^{けいかく}、川崎市^{かわさきし}

国際^{こくさい}施策^{しさく}推進^{すいしん}プラン等^ら関連^{かんれん}計画^{けいかく}との整合^{せいごう}を図^{はか}りながら、施策^{しさく}を推進^{すいしん}し、必要^{ひつよう}に応^{おう}じ

て見直^{みなお}しを行^{おこな}って行く^{よてい}予定^{よてい}です。

5 指針の基本的な考え方

(1) 基本目標

多文化共生社会の実現

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本理念

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

(3) 施策推進の基本方向

① 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

② 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人(マイノリティ)の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

③ 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

④ 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

⑤ 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん
川崎市多文化共生社会推進指針

＜ 基本目標 : 多文化共生社会の実現 ＞

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

＜ 基本理念 ＞

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

＜ 施策推進の基本方向 ＞

1 行政サービスの充実

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 行政サービスの提供 | (5) 福祉 |
| (2) 情報提供・相談窓口 | (6) 住宅 |
| (3) 年金制度 | (7) 防災 |
| (4) 保健・医療 | |

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
(2) 地域における外国人市民等の活動

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
(2) 違いを認め合う教育
(3) 地域における学習支援
(4) 家庭へのサポート

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
(2) 市職員等の意識改革
(3) 市職員の採用
(4) 事業者への啓発
(5) 国際交流センターの活用
(6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
(3) 国等への働きかけ

II 施策の具体的な推進内容

施策推進の基本方向1～5について、課題を整理し、それに対する施策の具体的な推進内容をまとめました。

[〇を付したものは、より具体的な個別項目として掲げたものです。] ※下線部は、現行指針からの変更箇所

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

<課題>

在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の仕組みや手続きを外国人市民に限らず日本人市民や企業・学校等も十分に理解していない状況にあります。制度や手続きを市民に理解してもらうことが必要です。また、施策の実施にあたり、対象を正確に把握して行政サービスを提供していくことも重要

- ① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の理解が進むよう外国人市民及び関係機関への周知・啓発に努めます。
 - 転入届・転出届・転居届の重要性の周知を含め、外国人市民に係る住民基本台帳制度の啓発に努めます。
 - 市職員及び教職員並びに企業等に対して在留管理制度の周知を図ります。
- ③ 在留管理制度に関する行政サービスの課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

<課題>

日本語や日本の生活習慣の知識が十分でない人は、情報を得る方法や諸制度が分からないことなどから、行政サービスを受けにくい場合があります。外国人市民向けの情報の種類は徐々に増えてきていますが、内容を的確に伝えるための工夫や、相談体制の充実が求められています。

また、外国人市民が抱える困りごとは複合的な要因に基づくことがあるため、総合的な視点に基づく相談体制の充実が求められています。

① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用、外国人市民情報

コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。

- 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉の活用を進めるとともに、情報の内容や表現についても配慮するなど、日本語が不自由な外国人市民に必要な情報がより伝わりやすくなるよう努めます。
- 外国人市民情報コーナー及び外国人市民向けホームページ等の充実に努めます。
- 情報提供や通訳サービスの充実のため、市民グループ等との連携に努めます。
- 転入者に対して、各区の窓口で最低限必要な情報を確実に提供するように努めます。
- 国等が作成・公開している資料等の情報収集及び広報に努めます。

② 外国人相談体制の充実に努めます。

- 公益財団法人川崎市国際交流協会等と連携し、多文化共生総合相談ワンストップセンターや区役所等での外国人相談体制の充実と広報に努めます。
- 外国人市民が抱える困りごとが複合的な要因に基づくことを認識し相談体制の充実に努めます。
- 国や他機関の相談窓口の情報等についても情報収集し、広報に努めます。
- 外国人市民に対し、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談窓口として人権オンブズパーソン制度の広報に努めます。

(3) 年金制度

<課題>

年金制度に関する情報や理解の不足、また保険料を支払っていても、所定の年限を満たさず帰国すると老齢年金の受給資格が得られないなどの理由により、年金に加入しない外国人市民がいます。また、国民年金から国籍条項が撤廃された時点で、年齢により加入できなかった外国人市民(制度的無年金者)がいます。

- ① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報・啓発に努めます。
- ② 外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ③ 制度的無年金者に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。

(4) 保健・医療

<課題>

医療機関で受診する際に、日本語理解が十分でないために、意思の疎通ができず、精神的な不安を抱えたり、円滑な診療が受けられないことがあります。また、制度に関する情報や理解の不足、経済的な要因から医療保険に加入していない人や、短期滞在・オーバーステイなどのため国民健康保険制度に加入できない人もいます。そのため、医療機関での受診が遅れ、病状を悪化させる人もいます。

- ① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。
 - 多言語による医療機関検索サイトや多言語の医療情報、問診票等の情報収集に努め、活用するよう、市民や医療機関に積極的に広報します。
- ② 外国人市民の母子保健の充実に努めます。
 - 「在日外国人母子保健サービス事業」の充実に努めます。
 - 母子健康手帳の副読本(多言語)を必要な外国人市民に確実に配布するよう努めます。
- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報・啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報・啓発を進めます。
- ⑤ 外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ⑥ 保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実に検討します。

⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。

○ 医療通訳派遣システムについて、市民への広報に努めます。

⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

<課題>

言語や生活習慣等の違いによって、福祉サービスを利用しにくいことがあります。さらに、高齢期には母語・母文化で過ごすことを求める傾向が強くなることなどから、多様な背景に配慮してサービス提供をすることが大切です。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）は、被害者が外国人市民の場合、社会の中で孤立しやすく、相談窓口もわかりにくいことから、相談・支援に結びつきにくく被害が深刻化しやすいため、その防止及び被害者の支援の取組の充実に努められています。

① 福祉サービスの広報を積極的に行います。

○ 福祉サービスに関する情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用、ルビ振りの充実に努めます。

② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。

○ 保育所職員の多文化共生に関する研修の充実に努めます。

③ 「外国人高齢者福祉手当」、「外国人身心障害者福祉手当」の充実に努めます。

④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。

○ サービス提供者への講習会等を活用し、多文化共生について理解が深まるよう啓発の充実に努めます。

⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV

（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

○ DV防止のための多言語による情報提供の充実に努めます。

○ DV防止のための啓発に努めるとともに、学校教育の各段階において暴力を許さない教育や男女平等の観点に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の一層の推進を図ります。

- 在留資格や言語・文化等の違いに配慮した対応や助言を行えるよう、相談担当者や通訳者への研修等を実施します。
- DV被害者及びその子どもへの支援を行っている市内外のグループ等との連携を一層進めます。

(6) 住宅

<課題>

国籍や文化の違い、また、日本語を十分に理解できないことによる近隣トラブルなどの理由により、民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。このため、住宅基本条例や居住支援制度を不動産業者、家主、市民等に十分広報するとともに、外国人市民への住宅に関するルールやマナーの周知啓発も重要です。

① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。

- 市営住宅募集案内等の資料を分かりやすく工夫するとともに、外国人市民が気軽に住宅相談ができるよう窓口の拡充に努めます。
- 外国人市民に対して日本で暮らす時のルールやマナーなどの周知啓発に努めます。

② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

- 宅地建物取引業団体等関係機関に働きかけ、多文化共生に関する理解が深まるよう啓発に努めます。
- 神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」等との連携に努めます。

(7) 防災

<課題>

防災に対する認識は文化や出身地域等により異なっています。災害に対する備えや避難所についての情報などを、普段から外国人市民にも分かりやすく伝えておくことが重要です。また、災害時に必要とされる情報を多言語で提供するための体制やICTの活用、言語や生活習慣の違いに応じた支援策等が求められています。

外国人市民も災害時に支援等の担い手となりうることから、外国人市民が避難所の運営等に参画しやすい環境づくりが重要です。

① 災害時に、外国人市民が差別されことなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。

- 災害時に必要とされる情報を外国人市民にも分かりやすく迅速に提供できるよう、情報の多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉の使用、案内用図記号（ピクトグラム／絵文字）の利用など、様々な手段での情報提供に努めます。
- 防災に役立つ国や関係機関の防災情報やアプリの活用についても積極的に広報します。
- 災害時多言語支援センターの円滑な運営に向けた細目の整理や職員の研修に努めます。
- 災害時多言語支援センターと避難所との連携が図れるよう努めます。
- 災害時に言語や生活習慣の違いに配慮した対応が滞りなくできるよう、支援策を検討するとともに、災害時要援護者避難支援制度の充実を図ります。
- 日常から、災害時に外国人市民が差別的な対応をされないよう啓発に努めます。

② 災害時に、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。

- 多言語化された避難者登録カード、受付シートの様式が付録された避難所運営マニュアルの周知を図ります。

③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。

- 防災啓発資料や避難所マップなどの外国人市民の参加による多言語化や〈やさしい日本語〉の活用を努めます。

④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

- 地域の国際交流関係団体等と連携して、災害時対応の普及啓発に努めます。
- 地域で取り組まれている防災活動が外国人市民にとって参加しやすいものとなるよう、自主防災組織等との連携に努めます。

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

(1) 就学の保障と学習支援

<課題>

外国につながる子ども（※）の中には、日本語理解が十分でなく、また、母国の教育制度や学習内容との違いから学習や学校生活に困難をきたしている場合があります。一人ひとりの状況に配慮した教育活動や学習支援による子どもの学ぶ権利の保障が課題となっています。また、幼小中高での継続した支援が求められています。

（※）外国につながる子ども：外国籍の子ども及び日本国籍を持つ外国につながる子ども

① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。

- 子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行うとともに、学習環境の整備に努めます。
- 不就学の子どもの把握のため、地域との協力等により就学の支援を行います。
- 小学校入学前から学校における学習へのスムーズな導入が図れるよう、プレスクール等を引き続き推進します。
- 夜間学級の学習環境の向上に努めます。
- 川崎市域における県立高校の在県外国人等特別募集制度の充実について県に働きかけます。
- 義務教育課程修了後の生徒への切れ目のない継続した指導・支援について関係機関と連携・協力を図ります。

② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。

- 学校や総合教育センターにおける相談体制の充実に努めます。
- 教育に関わる相談の背景にある家庭、生活等の複合的要因を意識して対応するよう努めます。
- 民間団体等が実施する外国人教育相談活動についても情報の提供に努めます。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。

③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活に必要な生活言語、授業や教科

学習に必要な学習言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。

- 児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」に基づき、学校全体での指導・支援に努めます。
- 教職員は、日本語指導初期支援員と連携して日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語指導初期支援員の派遣制度及び研修の充実に努めます。
- 国際教室、日本語指導巡回非常勤講師による日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語習得や学習の支援に取り組む地域の市民グループ等やボランティアとの連携を推進します。

(2) 違いを認め合う教育

<課題>

「川崎市外国人教育基本方針」に基づき多文化共生社会をめざした教育が進められていますが、文化の多様性への理解や民族的・文化的アイデンティティと母語・母文化の尊重に対する認識が十分とはいえず、偏見・差別は解消されていません。学校では、教職員がそれぞれの外国人児童生徒が持つ文化的背景を十分に理解し、「違い」を考慮しながら指導にあたるのが重要です。

① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。

- 「多文化共生ふれあい事業」等、地域における市民と協働の多文化共生教育の充実に努めます。
- 市立学校において、国際理解教育や人権尊重教育等を通じ多文化共生についての理解を深めるよう努めます。

② 社会における少数の立場の人(マイノリティ)が母語・母文化を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。

- 母語・母文化の重要性について、広報・啓発に努めます。
- 母語・母文化の学習グループの育成など、支援の充実に努めます。

③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。

④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

- 「川崎市外国人教育基本方針」を周知するとともに、外国につながるのある児童生徒の温かな受け入れと支援のために、学校全体で意識啓発に努めます。

(3) 地域における学習支援

<課題>

外国人市民の中には、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、社会生活に支障をきたしている人もいます。外国につながるのある子どもや外国人市民の学習を地域においても支援していくことが重要です。

① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

- 「(仮称)川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合かつ効果的に推進します。
- 市民館、国際交流センター等における、ICTの活用を含めた日本語学習支援等の充実に努めます。
- 国等が作成する日本語学習コンテンツ等を活用するよう、積極的に広報します。
- 外国につながるのある子どもに対する地域における学習支援等の充実に努めます。
- 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
- 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
- 図書館における外国語図書の充実に努めます。

② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

- 市民館、国際交流センター、多文化共生プラザ、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

(4) 家庭へのサポート

<課題>

外国人家庭や国際結婚の家庭等、外国につながるのある家庭では、日本の学校教育制度に対する知識、情報が不足しがちです。また、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、孤立しがちな家庭もあります。こうした家庭や外国人保護者に対する支援の充実が求められています。

さらに、外国につながるのある子どもにとって、保護者と共通の言語を保持することは、家族間のコミュニケーションや文化的なアイデンティティを形成する上で重要ですが、家庭だけでは母語・母文化等の保持が難しい場合があるため、その支援も必要です。

① 外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。

- 学校からの通知文、お知らせ等の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用及びルビ振りを積極的に行います。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。
- 教育の重要性や学校生活等について、外国人保護者の理解が深まるよう情報提供に努めます。
- 幼児教育・保育から高校及び大学まで、それぞれの段階に応じた支援制度に関する積極的な情報提供に努めます。
- 教育と福祉の連携の視点に立った支援に努めます。

② 母語・母文化の重要性を理解・尊重しながら、家庭との連携に努めます。

- 教職員への研修等を通じて母語・母文化についての認識を深め、家庭との連携に努めます。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

(1) 市政参加

<課題>

外国人市民代表者会議の設置や各種審議会等への参加など外国人市民の意見が市政に反映される仕組みづくりを推進していますが、より一層、外国人市民の意見が反映されるよう、市政参加を促進していくことが重要です。

- ① 外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
 - 会議の意義や活動内容についての広報・啓発の充実に努めます。
 - 調査審議がより充実するよう、提言の多言語翻訳及び代表者の研修や会議の支援体制の整備に努めます。
 - 多くの外国人市民に代表者会議に関心を持ってもらうよう、代表者の募集案内の全世帯送付に努めます。
 - 代表者選考の方法や会議のあり方について検討し、会議の一層の活性化に努めます。
 - 外国人市民の意見の施策への反映を推進するため、代表者会議から出された提言の進捗状況を定期的に検証評価する仕組みについて検討します。
- ② 市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(2) 地域における外国人市民等の活動

<課題>

地域において町内会・自治会、PTAなど様々な団体等の活動が行われていますが、外国人市民がこれらの地域活動に、より参加しやすくなるような環境の整備が求められています。
また、外国人市民や市民グループ等に対する主体性を尊重した支援が重要です。

- ① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。

○ 外国人市民に対して、町内会・自治会や地域の活動についての周知を図ります。

- ② 外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

○ 国際交流センター、かわさき市民活動センター、多文化共生プラザ等を活用するよう、積極的に広報します。

○ グループの主体性を尊重して自主活動の育成支援に努めるとともに、グループ相互のネットワーク化を支援します。

4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

(1) 市民への意識啓発

<課題>

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、異文化に対する偏見や理解の不足から、外国人市民が差別を受けることがあります。市民それぞれが持つ文化を尊重することのできる地域社会づくりが重要です。

- ① 国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ② 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。
- ③ 文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

(2) 市職員等の意識改革

<課題>

市職員及び教職員の人権意識を高め、外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、多文化共生についての理解を深めることが重要です。

- ① 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
 - 職員研修に外国人市民や外部講師を積極的に活用するなど、職員研修の見直し・充実につめます。
 - 教職員が多文化共生について理解を深めるよう、学校全体での取組に努めます。
 - 市の事業を委託する際には、多文化共生について、受託者の理解が深まるよう取組に努めます。

- ② 外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

(3) 市職員の採用

<課題>

市職員の採用試験の国籍条項は消防士以外では撤廃されており、採用後は一部の職務を除いて任用されることとなっていますが、多文化共生社会の形成を進めるため、会計年度任用職員等を含め外国人市民の採用等を進めていくことが求められています。

- ① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ② 多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

(4) 事業者への啓発

<課題>

民間企業への就職時における外国人差別、外国人であることを理由とした職場内での差別や不当な労働条件等に関して、関係機関等と連携を図りながら人権の尊重及び法の遵守について啓発を行っていくことが重要です。

また、事業者に対しても多文化共生社会推進の主体であるとの認識を啓発することも大切です。

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ② 事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
 - 〈やさしい日本語〉への理解と事業所での活用が進むよう、事業者に働きかけます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。
- 国や他機関で作成されているものも含め研修に役立つ情報を収集し、情報提供に努めます。

(5) 国際交流センターの活用

<課題>

国際交流センター及び公益財団法人川崎市国際交流協会は、外国人市民の増加や多様化等といった社会的な状況の変化、国の動向等にも対応した事業展開や協会の更なる体制強化が求められています。

- ① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
 - 外国人市民のための情報提供や、学習機会の提供の充実に努めます。
 - 多文化共生プラザとの連携に努めます。
- ② 多文化共生総合相談ワンストップセンターの相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤ 公益財団法人川崎市国際交流協会の体制強化に向けた連携を推進します。

(6) 地域における多文化共生社会の形成

<課題>

共生社会の形成には、地域における多文化共生の実現が不可欠です。そのためには、市内の各地域において多様な担い手を見出し、育てていく必要があります。

- ① 市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1) 行政組織の充実

<課題>

外国人市民に関わる施策は市の業務全体に及ぶことから、施策の推進強化のため、関係局間の定期的かつ継続的な連絡調整が重要となっています。

また、外国人市民の増加と多様化が進む中、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点を求められています。

- ① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
 - 施策の推進状況調査の定期的な実施により、指針の進行管理を行います。
 - 市民・学識経験者等による川崎市多文化共生社会推進協議会を設置して施策の検証・評価についての助言を受け、指針の見直しに反映させます。
 - 施策の評価等について、外国人市民に分かりやすい形での公表に努めます。
- ④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
 - 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適切な運用に努めます。
 - 法務省の外国人語人権相談ダイヤル、外国人インターネット人権相談等の積極的な広報・周知に努めます。
- ⑥ 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、多文化共生プラザ等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用を努めます。

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

<課題>

多様な主体との協働・連携による施策の推進が求められています。

- ① 多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

(3) 国等への働きかけ

<課題>

多文化共生社会の実現のためには、地方自治体の施策展開や制度整備だけでは十分ではなく、外国人市民の生活に関わる法や制度の改善等が必要となっています。

- ① 外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

- 外国人市民施策に関する国の動きへの対応も図りながら在留管理制度等の課題の把握に努め、必要に応じて国等に働きかけます。